

ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭等を対象に、医療費の一部を支給しています。利用には事前の登録が必要です。お問い合わせください。

なお、児童扶養手当に準じた所得制限があります。

対象 次のいずれかに該当する方

- ・母子家庭や父子家庭の親と子ども（※）
- ・養育者（親がいないため、親に代わって子どもを育てている家庭の保護者）と子ども
- ・父（母）に一定の障害がある家庭の母（父）と子ども

※「子ども」とは、18歳に達した年度の末日までの方（一定の障害がある場合、20歳未満の方）です。

用意

- ①申請者と子どもの健康保険証
- ②預貯金通帳（申請者名義のもの）

※他の書類が必要となることがあります。申請前にお問い合わせください。

★子育て支援課 ☎ 25-1130、支所市民福祉課 ☎ 71-5889

ひとり親家庭のための相談会

再就職や転職、福祉資金貸付等の相談会です。お気軽にご相談ください。

日時 8月19日(月)、20日(火)

- ①午前9時30分～正午
- ②午後1時～4時30分

会場 市役所2階201会議室

申込 電話で下記へ

★埼玉県北部福祉事務所 ☎ 22-0140



ひとり親家庭のための各種制度や相談会のお知らせ

★子育て支援課 ☎ 25-1130、支所市民福祉課 ☎ 71-5889

ひとり親家庭の方に対し、資格取得を後押ししたり、就学や就職を支援したりするための各種給付金や貸付制度を紹介します。そのほかにも、医療費支給や相談会を開催していますので、ご利用ください。



ひとり親家庭のための給付金制度・貸付制度

▶高等職業訓練促進給付金・修了支援給付金

①高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母または父が、対象となる資格を取得するため、6か月以上養成機関等で修業する場合に給付金を支給します。

支給期間 修業する期間（上限4年）

対象となる資格 （准）看護師、介護福祉士、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、デジタル分野の民間資格等

支給額（月額）

- ・市民税非課税世帯…10万円
- ・市民税課税世帯…7万500円

※いずれも最終12か月間は4万円増額。

申請方法 事前にご相談ください。支給が決定した場合は、毎月請求が必要です

②修了支援給付金

①の受給者が養成課程を修了後に支給します（要申請）。

支給額

- ・市民税非課税世帯…5万円
- ・市民税課税世帯…2万5000円

▶高等職業訓練促進資金貸付事業

高等職業訓練促進給付金を活用するひとり親家庭の母または父に対して、修学や就職を支援するための準備金を貸し付ける制度です。

資格取得後に埼玉県内で就業するなど、所定の条件を満たした場合、返還の債務が免除されます。

貸付額

入学準備金…50万円以内 就職準備金…20万円以内

利子 保証人の有無により異なります

▶自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母または父が、指定対象講座を修了

した場合、費用の一部を支給します。

指定対象講座

雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座等（介護福祉士実務者研修や医療事務等）

支給額

費用の60%に相当する額。一般または特定教育訓練の講座（上限20万円）・専門実践教育訓練給付金の指定講座（上限160万円）。

※支給額が1万2000円を超えない場合は支給されません。また、雇用保険制度から教育訓練給付金の受給ができる場合、上記の額と雇用保険制度からの支給額との差額が支給されます。

申請方法 事前にご相談ください。支給の際は、修了後30日以内に申請が必要です

▶ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

ひとり親家庭の母または父及び20歳未満の子が、高等学校卒業程度認定試験のための対象講座を受講した場合、費用の一部を支給します。

対象講座

民間事業者などが実施する文部科学省高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す対策講座

支給内容

①受講開始時給付金

受講費用の40%（上限10万円）

②受講修了時給付金

受講費用の10%（①との合計で上限12万5000円）

③合格時給付金

受講費用の10%（①・②との合計で上限15万円）

申請方法 事前に相談のうえ対象講座を指定、申請してください。支給の際は、受講開始後、受講修了後、合格後のそれぞれで申請が必要です

児童扶養手当・特別児童扶養手当についてのお知らせ

★子育て支援課 ☎ 25-1130、支所市民福祉課 ☎ 71-5889

児童扶養手当・特別児童扶養手当の「現況届」をお忘れなく

現況届は、今後の手当の受給可否を決定する大切なものです。提出がないと、資格があっても手当を受けることができなくなります。必ず提出してください。

受付期間

- ・児童扶養手当 8月1日(木)～30日(金)
- ・特別児童扶養手当 8月13日(火)～30日(金)

受付場所 子育て支援課、支所市民福祉課

※提出の際に必要な書類等、詳しくは8月上旬に送付する通知をご確認ください。



○児童扶養手当とは

離婚等により、ひとり親で子どもを育てている方に支給される手当です。父または母に一定の障害がある場合も対象となります。

○特別児童扶養手当とは

精神または身体に一定の障害のある子どもを育てている方に支給される手当です。

J R 定期乗車券割引制度

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、J Rの「通勤用定期乗車券」を購入する場合に、割引（3割引）が受けられる制度です。 ※学割優先のため、学生は利用できません。

用意

- ①写真（6か月以内に撮影したもの、縦3cm×横2.5cm）
- ②児童扶養手当証書
- ③本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証等）